

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年11月10日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 6 件

| NO. | 号機等    | 不適合件名  | グレード | 備考 |
|-----|--------|--|------|----|
| 1   | 1号機    | タービン建屋地下1階スチームドレンサンプ(A)出口側配管において、腐食及び下部に漏洩痕(2箇所)が認められたため、当該腐食箇所を補修。  | D    |    |
| 2   | 2号機    | 炉心性能計算機において、ソフト検出異常警報が瞬時発生したため、原因を調査。                                | D    |    |
| 3   | 3号機    | 原子炉建屋天井クレーン横行用電動機点検時、カップリングボルトのゴムブッシュに亀裂が認められたため、対応検討。(使用に問題なし)      | D    |    |
| 4   | 4号機    | 制御棒駆動系水圧制御ユニット(座標:06-27)窒素ガス充填弁において、パッキン押さえ部に漏れ(カニ泡程度)が認められたため、対応検討。 | D    |    |
| 5   | 補助ボイラー | ボイラー脱気器(B)圧力調整弁(空気作動)において、ポジションナー減圧弁部より空気漏れが認められたため、当該減圧弁を点検補修。      | D    |    |
| 6   | 補助ボイラー | ボイラー(A)窒素封入時、窒素入口逆止弁に閉固着が認められたため、当該弁を点検補修。                           | D    |    |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要                                | 主な具体例  |
|------|--------------------------------------|--|
| 区分   | 法律に基づく報告事象等の重要な事象                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>   |
| 区分   | 運転保守管理上、重要な事象                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul> |
| 区分   | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>  |
| その他  | 上記以外の不適合事象                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>  |

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講ずることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
: プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
: 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象  
: 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ  
電話 0240-30-7802